

第 45 号議案

豊後大野市総合文化センター条例等の一部改正について

豊後大野市総合文化センター条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

近年の物価の上昇を踏まえ、豊後大野市総合文化センター等の施設の使用に係る料金の額の見直し等をしたいので、この案を提出するものである。

豊後大野市総合文化センター条例等の一部を改正する条例

(豊後大野市総合文化センター条例の一部改正)

第1条 豊後大野市総合文化センター条例（平成17年豊後大野市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

別表（第13条、第20条関係）

施設等区分			利用時間区分					
			使用料(円)					
			午前 9:00～ 12:00	午後 13:00～ 17:00	夜間 18:00～ 22:00	午前・午後 9:00～ 17:00	午後・夜間 13:00～ 22:00	全日 9:00～ 22:00
大ホール (楽屋付)	平日	入場料を徴収しない場合	30,210	49,200	60,300	79,410	109,500	139,710
		入場料の額が1,000円未満の場合	45,310	73,800	90,450	119,110	164,250	209,560
		入場料の額が1,000円以上3,000円未満の場合	60,420	98,400	120,610	158,820	219,010	279,430
		入場料の額が3,000円以上の場合	75,520	123,000	150,760	198,520	273,760	349,280
	土曜日・ 日曜日・ 休日	入場料を徴収しない場合	36,180	58,990	72,360	95,170	131,350	167,530
		入場料の額が1,000円未満の場合	54,270	88,480	108,550	142,750	197,030	251,300
		入場料の額が1,000円以上3,000円未満の場合	72,360	117,990	144,730	190,350	262,720	335,080
		入場料の額が3,000円以上の場合	90,450	147,480	180,910	237,930	328,390	418,840
小ホール (楽屋付)	平日	入場料を徴収しない場合	9,790	16,110	19,820	25,900	35,930	45,720
		入場料の額が1,000円未満の場合	14,680	24,170	29,730	38,850	53,900	68,580
		入場料の額が1,000円以上3,000円未満の場合	19,580	32,230	39,640	51,810	71,870	91,450
		入場料の額が3,000円以上の場合	24,470	40,290	49,550	64,760	89,840	114,310
	土曜日・ 日曜日・ 休日	入場料を徴収しない場合	11,690	19,340	23,750	31,030	43,090	54,780
		入場料の額が1,000円未満の場合	17,540	29,010	35,630	46,550	64,640	82,180
		入場料の額が1,000円以上3,000円未満の場合	23,390	38,690	47,510	62,080	86,200	109,590
		入場料の額が3,000円以上の場合	29,240	48,350	59,390	77,590	107,740	136,980
リハーサル室	平日	2,860	4,770	5,840	7,630	10,610	13,470	
	土曜日・日曜日・休日	3,340	5,720	6,910	9,060	12,630	15,970	
練習室(大)	平日	1,420	2,380	2,910	3,800	5,290	6,710	

	土曜日・日曜日・休日	1,660	2,860	3,450	4,520	6,310	7,970
練習室(小)	平日	700	1,180	1,440	1,880	2,620	3,320
	土曜日・日曜日・休日	830	1,420	1,720	2,250	3,140	3,970
和室	1室	1,400	1,890	1,890	3,290	3,780	5,180
	2室	2,800	3,780	3,780	6,580	7,560	10,360
第1会議室		2,350	3,150	3,150	5,500	6,300	8,650
第2会議室		1,570	2,100	2,100	3,670	4,200	5,770
第3会議室		950	1,290	1,290	2,240	2,580	3,530
ギャラリー		入場料を徴収しない場合(1日につき) 10,730					
		入場料を徴収する場合 (1日につき) 26,840					
楽屋(大)		1,140	1,900	2,330	3,040	4,230	5,370
楽屋(中)		700	1,180	1,450	1,880	2,630	3,330
楽屋(小)		500	830	1,020	1,330	1,850	2,350
エントランスホール(1—1)		1日につき 7,090					
エントランスホール(1—2)		1日につき 8,810					
1階ロビー		1日につき 5,580					
駐車場 (文化センター利用者以外の者が利用 する場合)		入場料を徴収しない場合(1日につき) 45,370					
		入場料を徴収する場合 (1日につき) 113,430					
レストラン(2階ビュッフェを含む。)		月額 62,700					

(愛の園生朝倉文夫記念公園条例の一部改正)

第2条 愛の園生朝倉文夫記念公園条例(平成17年豊後大野市条例第118号)の一部を次のように改正する。

別表使用料及び入館料の欄を次のように改める。

使用料及び入館料
3,760円
市内 37,620円(陶芸教室生・陶芸クラブ生を含む。) 市外 62,700円
3,570円
590円
大人 570円(大学生以上) 小人 220円(小学生以上高校生以下)。ただし、団体(20人以上)は、大人 450円 小人 180円 クーポン券契約による入館料

は、クーポン券の券面金額の10%引きとする。
3,570円（冷暖房使用の場合は、1時間当たり1,180円を加算とする。）
大人220円（大学生以上） 小人110円（小学生以上高校生以下）。ただし、朝倉文夫記念館とセットで入館する場合は、本入館料の徴収はしない。なお、団体及びクーポン契約による入館の場合の割引率等は、朝倉文夫記念館に準ずる。
大人2,280円、小人1,140円を上限としてその都度市長が決定する。なお、団体及びクーポン契約による入館の場合の割引率等は、一般入館に準ずる。

（豊後大野市神楽会館条例の一部改正）

第3条 豊後大野市神楽会館条例（平成20年豊後大野市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

別表（第11条、第17条関係）

神楽会館使用料

施設等区分	利用時間区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	摘要
		8:30～ 12:00	12:00～ 17:00	17:00～ 22:00	8:30～ 17:00	12:00～ 22:00	8:30～ 22:00	
多目的ホール (客席使用)	入場料等を徴収しない場合	6,200円	7,150円	7,150円	13,350円	14,300円	20,500円	左記の使用料には、冷暖房料金相当額を含む。
	入場料等が1,000円未満の場合	9,300円	10,730円	10,730円	20,030円	21,460円	30,760円	
	入場料等が1,000円以上3,000円未満の場合	12,400円	14,310円	14,310円	26,710円	28,620円	41,020円	
	入場料等が3,000円以上	15,500円	17,890円	17,890円	33,390円	35,780円	51,280円	

	上の場合							
多目的ホール (客席使用なし)	入場料等を徴収しない場合	1,750円	2,500円	2,500円	4,250円	5,000円	6,750円	
	入場料等を徴収する場合	3,510円	5,010円	5,010円	8,520円	10,020円	13,530円	
	冷暖房使用料	1,750円	2,500円	2,500円	4,250円	5,000円	6,750円	
楽屋	1室使用	500円	570円	570円	1,070円	1,140円	1,640円	左記の使用料には、冷暖房料金相当額を含む。
	2室使用	1,000円	1,140円	1,140円	2,140円	2,280円	3,280円	
駐車場半面 (124台相当)	入場料等を徴収しない場合	4,210円	5,390円	5,390円	9,600円	10,780円	14,990円	原則として、利用日の1か月前までに申請を完了するものとする。
	入場料等を徴収する場合	10,540円	13,470円	13,470円	24,010円	26,940円	37,480円	
駐車場全面 (182台相当)	入場料等を徴収しない場合	6,320円	8,080円	8,080円	14,400円	16,160円	22,480円	
	入場料等を徴収する場合	15,810円	20,200円	20,200円	36,010円	40,400円	56,210円	
かぐら広場	入場料等を徴収しない場合	1,780円	2,260円	2,260円	4,040円	4,520円	6,300円	
	入場料等を徴収する場合	4,460円	5,660円	5,660円	10,120円	11,320円	15,780円	

(豊後大野市サイクリングハブ施設条例の一部改正)

第4条 豊後大野市サイクリングハブ施設条例(平成30年豊後大野市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「3,850円」を「4,380円」に、「1㎡当たり」を「1平方メートル当たり」に改め、同表備考1中「1㎡」を「1平方メートル」に改め、同表備考3中「し、前項」を「、備考2」に改める。

(豊後大野市隣保館条例の一部改正)

第5条 豊後大野市隣保館条例(平成17年豊後大野市条例第156号)の一部を次のように

改正する。

別表中「550」を「620」に、「330」を「370」に、「660」を「750」に、「1,760」を「1,990」に、「990」を「1,110」に、「770」を「870」に、「440」を「500」に、「880」を「1,000」に、「2,420」を「2,740」に、「1,320」を「1,500」に改め、同表備考3中「520円」を「590円」に改める。

(豊後大野市介護予防拠点施設条例の一部改正)

第6条 豊後大野市介護予防拠点施設条例(平成17年豊後大野市条例第140号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「550円」を「620円」に、「200円」を「220円」に、「100円」を「110円」に改め、同表備考3中「利用料金」を「利用料金」に改める。

(豊後大野市朝地憩いの村条例の一部改正)

第7条 豊後大野市朝地憩いの村条例(平成17年豊後大野市条例第146号)の一部を次のように改正する。

別表中「660円」を「750円」に改め、同表備考2中「利用料金」を「利用料金」に改める。

(豊後大野市老人軽作業所条例の一部改正)

第8条 豊後大野市老人軽作業所条例(平成17年豊後大野市条例第149号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,570円」を「1,780円」に、「310円」を「350円」に改め、同表備考1中「520円」を「590円」に改め、同表備考3中「利用料金」を「利用料金」に改める。

(豊後大野市農林水産物直売所条例の一部改正)

第9条 豊後大野市農林水産物直売所条例(平成17年豊後大野市条例第182号)の一部を次のように改正する。

第13条中「20,950円」を「23,880円」に改める。

(豊後大野市農村環境改善センター条例の一部改正)

第10条 豊後大野市農村環境改善センター条例(平成17年豊後大野市条例第184号)の一部を次のように改正する。

別表豊後大野市農村環境改善センター使用料の表中「770円」を「870円」に、「1,100円」を「1,250円」に、「1,210円」を「1,370円」に、「1,760円」を「2,000円」に、「2,200円」を「2,500円」に、「2,750円」を「3,130円」に、「660円」を「750円」に、「880円」を「1,000円」に、「1,540円」を「1,750円」に、「550円」を「620円」に、「990円」を「1,120円」に、「1,650円」を「1,880円」に、「1,980円」を

「2,250円」に、「2,530円」を「2,880円」に改め、別表（附帯施設）の表グラウンドの項中「220円」を「250円」に、「550円」を「620円」に改め、別表備考中「利用料金」を「利用料金」に改める。

（豊後大野市神楽の里ふれあいセンター条例の一部改正）

第11条 豊後大野市神楽の里ふれあいセンター条例（平成17年豊後大野市条例第120号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,040円」を「1,180円」に、「1,570円」を「1,780円」に、「410円」を「460円」に、「730円」を「830円」に、「620円」を「700円」に、「310円」を「350円」に、「520円」を「590円」に、「2,090円」を「2,380円」に、「3,140円」を「3,570円」に、「2,610円」を「2,970円」に改める。

（豊後大野市内山観音周辺観光施設条例の一部改正）

第12条 豊後大野市内山観音周辺観光施設条例（平成17年豊後大野市条例第198号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「1,100円」を「1,250円」に、「550円」を「620円」に、「4,400円」を「5,010円」に、「2,200円」を「2,500円」に、「330円」を「370円」に改める。

（豊後大野市大辻公園管理棟条例の一部改正）

第13条 豊後大野市大辻公園管理棟条例（平成17年豊後大野市条例第199号）の一部を次のように改正する。

別表管理棟の項中「1,040円」を「1,180円」に改める。

（豊後大野市奥嶽川自然公園井崎河川公園キャンプ場条例の一部改正）

第14条 豊後大野市奥嶽川自然公園井崎河川公園キャンプ場条例（平成17年豊後大野市条例第201号）の一部を次のように改正する。

別表中「12,100円」を「13,790円」に、「4,950円」を「5,640円」に、「11,000円」を「12,540円」に、「19,800円」を「22,570円」に、「2,750円」を「3,130円」に、「600円」を「680円」に、「400円」を「450円」に、「910円」を「1,030円」に改める。

（豊後大野市祖母山麓尾平青少年旅行村条例の一部改正）

第15条 豊後大野市祖母山麓尾平青少年旅行村条例（平成17年豊後大野市条例第206号）の一部を次のように改正する。

別表中「33,000円」を「37,620円」に、「30,800円」を「35,110円」に、「17,600円」を「20,060円」に、「6,600円」を「7,520円」に、「5,500円」を「6,270円」に、「4,400円」を「5,010円」に、「1,100円」を「1,250円」に、「2,200円」を「2,500円」に改める。

(豊後大野市リバーパーク犬飼条例の一部改正)

第16条 豊後大野市リバーパーク犬飼条例(平成17年豊後大野市条例第217号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第3条各号」を「前条各号」に改める。

別表中「1,040円」を「1,180円」に、「520円」を「590円」に、「10,470円」を「11,930円」に、「20,950円」を「23,880円」に、「300円」を「340円」に、「2,200円」を「2,500円」に、「4,400円」を「5,010円」に、「2,750円」を「3,130円」に、「5,000円」を「5,700円」に改める。

(豊後大野市道の駅条例の一部改正)

第17条 豊後大野市道の駅条例(平成18年豊後大野市条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「1㎡当たり」を「1平方メートル当たり」に、「2,090円」を「2,380円」に、「7,330円」を「8,350円」に、「1,570円」を「1,780円」に、「52,380円」を「59,710円」に、「20,950円」を「23,880円」に、「25㎡」を「25平方メートル」に、「3,140円」を「3,570円」に、「10,470円」を「11,930円」に、「3,300円」を「3,760円」に、「104,760円」を「119,420円」に、「1,040円」を「1,180円」に、「150円」を「170円」に、「350円」を「390円」に、「1,200円」を「1,360円」に、「680円」を「770円」に改め、同表備考1中「1㎡」を「1平方メートル」に改め、同表備考3中「し、前項」を「、備考2」に改める。

(豊後大野市里の駅やすらぎ交差点条例の一部改正)

第18条 豊後大野市里の駅やすらぎ交差点条例(平成18年豊後大野市条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表中「52,380円」を「59,710円」に、「1㎡」を「1平方メートル」に改め、同表備考中「利用料金」を「、利用料金」に改める。

(豊後大野市関係人口交流拠点施設条例の一部改正)

第19条 豊後大野市関係人口交流拠点施設条例(令和3年豊後大野市条例第35号)の一部を次のように改正する。

別表中「17,050円」を「19,430円」に、「19,250円」を「21,940円」に、「270円」を「300円」に、「9,900円」を「11,280円」に、「1,320円」を「1,500円」に、「4,950円」を「5,640円」に、「5,940円」を「6,770円」に、「7,920円」を「9,020円」に、「8,800円」を「10,030円」に、「9,570円」を「10,900円」に、「10,340円」を「11,780円」に、「11,110円」を「12,660円」に、「49,500円」を「56,430円」に、「550円」を「620円」に、「1,650円」を「1,880円」に改め、同表備考4中「利用料の」を「利用料金の」に改める。

(豊後大野市立学校施設の開放に関する条例の一部改正)

第20条 豊後大野市立学校施設の開放に関する条例(平成17年豊後大野市条例第125号)の一部を次のように改正する。

別表第2(1)の表中「110円」を「120円」に、「280円」を「310円」に、「550円」を「620円」に、「380円」を「430円」に、「260円」を「290円」に、「140円」を「150円」に改め、別表第2(2)の表中「110円」を「120円」に、「280円」を「310円」に、「550円」を「620円」に改め、別表第2(3)の表中「110円」を「120円」に、「280円」を「310円」に、「550円」を「620円」に、「1,100円」を「1,250円」に改め、別表第2(4)の表中「110円」を「120円」に、「280円」を「310円」に、「550円」を「620円」に改め、別表第2(5)の表中「110円」を「120円」に、「280円」を「310円」に、「550円」を「620円」に改め、別表第2(6)の表中「110円」を「120円」に、「280円」を「310円」に、「550円」を「620円」に改め、別表第2(7)の表中「110円」を「120円」に、「280円」を「310円」に、「550円」を「620円」に、「140円」を「150円」に改める。

別表第3中「1,100円」を「1,250円」に、「220円」を「250円」に、「140円」を「150円」に、「80円」を「90円」に改める。

(豊後大野市公民館条例の一部改正)

第21条 豊後大野市公民館条例(平成17年豊後大野市条例第114号)の一部を次のように改正する。

別表(1)の表中「770円」を「870円」に、「440円」を「500円」に、「880円」を「1,000円」に、「2,420円」を「2,740円」に、「1,320円」を「1,500円」に、「550円」を「620円」に、「330円」を「370円」に、「660円」を「750円」に、「1,760円」を「1,990円」に、「990円」を「1,110円」に、「220円」を「250円」に、「1,430円」を「1,620円」に改め、別表(2)の表中「770円」を「870円」に、「440円」を「500円」に、「880円」を「1,000円」に、「2,420円」を「2,740円」に、「1,320円」を「1,500円」に、「550円」を「620円」に、「330円」を「370円」に、「660円」を「750円」に、「1,760円」を「1,990円」に、「990円」を「1,110円」に、「220円」を「250円」に、「1,430円」を「1,620円」に改め、別表(3)の表中「2,200円」を「2,500円」に、「6,600円」を「7,500円」に、「770円」を「870円」に、「440円」を「500円」に、「880円」を「1,000円」に、「2,420円」を「2,740円」に、「1,320円」を「1,500円」に、「550円」を「620円」に、「330円」を「370円」に、「660円」を「750円」に、「1,760円」を「1,990円」に、「990円」を「1,110円」に改め、別表(4)の表中「2,200円」を「2,500円」に、「6,600円」を「7,500円」に、「770円」を「870円」に、「440円」を「500円」に、「880円」を「1,000円」に、「2,420円」を「2,740円」に、「1,320円」を「1,500円」に、「550円」を「620円」に、「330円」を「370円」に、「660円」を「750円」に、「1,760円」を「1,990円」に、「990円」を「1,110円」に、「220

円」を「250円」に、「1,430円」を「1,620円」に改め、別表(5)の表中「2,200円」を「2,500円」に、「6,600円」を「7,500円」に、「770円」を「870円」に、「440円」を「500円」に、「880円」を「1,000円」に、「2,420円」を「2,740円」に、「1,320円」を「1,500円」に、「550円」を「620円」に、「330円」を「370円」に、「660円」を「750円」に、「1,760円」を「1,990円」に、「990円」を「1,110円」に改め、別表(6)の表中「2,200円」を「2,500円」に、「6,600円」を「7,500円」に、「770円」を「870円」に、「440円」を「500円」に、「880円」を「1,000円」に、「2,420円」を「2,740円」に、「1,320円」を「1,500円」に、「550円」を「620円」に、「330円」を「370円」に、「660円」を「750円」に、「1,760円」を「1,990円」に、「990円」を「1,110円」に、「220円」を「250円」に、「1,430円」を「1,620円」に改め、別表(7)の表中「2,200円」を「2,500円」に、「6,600円」を「7,500円」に、「770円」を「870円」に、「440円」を「500円」に、「880円」を「1,000円」に、「2,420円」を「2,740円」に、「1,320円」を「1,500円」に、「550円」を「620円」に、「330円」を「370円」に、「660円」を「750円」に、「1,760円」を「1,990円」に、「990円」を「1,110円」に改め、別表備考3中「520円」を「590円」に改める。

(豊後大野市体育施設条例の一部改正)

第22条 豊後大野市体育施設条例(平成17年豊後大野市条例第122号)の一部を次のように改正する。

別表第3(1)の表三重総合グラウンドの部中「220円」を「250円」に、「660円」を「750円」に、「330円」を「370円」に、「990円」を「1,110円」に、「1,980円」を「2,250円」に、「1,100円」を「1,250円」に、「2,200円」を「2,500円」に、「4,400円」を「5,000円」に改め、同表三重全天候型運動場の部中「550円」を「620円」に、「1,650円」を「1,860円」に、「1,100円」を「1,250円」に、「2,200円」を「2,500円」に、「220円」を「250円」に、「660円」を「750円」に改め、同表サン・スポーツランドみえの部中「550円」を「620円」に、「1,650円」を「1,860円」に、「1,100円」を「1,250円」に、「3,300円」を「3,750円」に、「330円」を「370円」に、「990円」を「1,110円」に、「660円」を「740円」に改め、別表第3(2)の表中「220円」を「250円」に、「660円」を「750円」に、「440円」を「500円」に、「1,320円」を「1,500円」に、「1,100円」を「1,250円」に、「2,200円」を「2,500円」に、「4,400円」を「5,000円」に改め、別表第3(3)の表緒方総合運動公園の部多目的グラウンドの項中「330円」を「370円」に、「990円」を「1,110円」に、「660円」を「750円」に、「1,980円」を「2,250円」に改め、同部多目的グラウンド照明施設の項中「1,100円」を「1,250円」に、「2,200円」を「2,500円」に、「4,400円」を「5,000円」に改め、同部多目的グラウンド放送設備の項中「220円」を「250円」に、「660円」を「750円」に改め、同部正規テニスコートの項中「330円」を「370円」に、「990円」を「1,110円」に改め、同部練習用テニスコートの項中「110円」を「120円」に、「330円」を「360円」に改め、同部正規テニスコート照明料の項中「正規テニスコート照明料」を「正規テニスコ

一ト照明施設」に、「330円」を「370円」に、「660円」を「740円」に改め、同部練習用テニスコート照明料の項中「練習用テニスコート照明料」を「練習用テニスコート照明施設」に、「110円」を「120円」に、「220円」を「240円」に改め、同部ゲートボール場の項中「110円」を「120円」に、「330円」を「360円」に改め、同部野球場の項中「440円」を「500円」に、「1,320円」を「1,500円」に改め、同部野球場照明施設の項中「2,750円」を「3,130円」に、「5,500円」を「6,260円」に改め、同部野球場放送設備の項中「550円」を「620円」に、「1,650円」を「1,860円」に改め、同表緒方松山グラウンドの項中「110円」を「120円」に、「330円」を「360円」に改め、同表緒方米山グラウンドの項中「110円」を「120円」に、「330円」を「360円」に改め、同表緒方南部グラウンドの項中「110円」を「120円」に、「330円」を「360円」に改め、別表第3(4)の表中「110円」を「120円」に、「330円」を「360円」に、「1,100円」を「1,250円」に、「2,200円」を「2,500円」に、「280円」を「310円」に、「820円」を「930円」に、「550円」を「620円」に、「1,650円」を「1,860円」に改め、別表第3(5)の表大野総合運動公園の部多目的グラウンドの項中「330円」を「370円」に、「990円」を「1,110円」に、「660円」を「750円」に、「1,980円」を「2,250円」に改め、同部多目的グラウンド照明施設の項中「1,100円」を「1,250円」に、「2,200円」を「2,500円」に、「4,400円」を「5,000円」に改め、同部多目的グラウンド放送設備の項中「220円」を「250円」に、「660円」を「750円」に改め、同部野球場の項中「440円」を「500円」に、「1,320円」を「1,500円」に改め、同部野球場照明施設の項中「2,750円」を「3,130円」に、「5,500円」を「6,260円」に改め、同部野球場放送設備の項中「220円」を「250円」に、「660円」を「750円」に改め、同部ゲートボール場の項中「110円」を「120円」に、「330円」を「360円」に改め、同部テニスコートの項中「330円」を「370円」に、「990円」を「1,110円」に改め、同部テニスコート照明施設の項中「330円」を「370円」に、「660円」を「740円」に改め、同部公園管理棟の項中「110円」を「120円」に、「330円」を「360円」に改め、同表大野武道場の項中「110円」を「120円」に、「330円」を「360円」に改め、同表大野体育館の項中「280円」を「310円」に、「820円」を「930円」に、「550円」を「620円」に、「1,650円」を「1,860円」に改め、別表第3(6)の表千歳総合運動公園の部多目的グラウンドの項中「330円」を「370円」に、「990円」を「1,110円」に、「660円」を「750円」に、「1,980円」を「2,250円」に改め、同部多目的グラウンド照明施設の項中「1,100円」を「1,250円」に、「2,200円」を「2,500円」に、「4,400円」を「5,000円」に改め、同部多目的グラウンド放送設備の項中「220円」を「250円」に、「660円」を「750円」に改め、同部野球場の項中「440円」を「500円」に、「1,320円」を「1,500円」に、「2,750円」を「3,130円」に、「5,500円」を「6,260円」に、「110円」を「120円」に、「330円」を「360円」に、「550円」を「620円」に、「1,650円」を「1,860円」に改め、同表千歳ゲートボール場の項中「110円」を「120円」に、「330円」を「360円」に改め、別表第3(7)の表中「220円」を「250円」に、「660円」を「750円」に、「440円」を「500円」に、「1,320円」を「1,500円」に、「1,100円」を「1,250円」に、「2,200円」を「2,500円」に、「4,400円」を「5,000円」に、「110円」を「120円」に、「330円」を「360円」に、「280円」を「310円」に、「820円」を「930円」に、「550円」を「620

円」に、「1,650円」を「1,860円」に改める。

(豊後大野市大原総合体育館条例の一部改正)

第23条 豊後大野市大原総合体育館条例(平成17年豊後大野市条例第123号)の一部を次のように改正する。

別表(1)の表メインアリーナの項中「620円」を「700円」に、「2,510円」を「2,860円」に、「310円」を「350円」に、「1,250円」を「1,420円」に、「200円」を「220円」に、「830円」を「940円」に、「100円」を「110円」に、「410円」を「460円」に、「5,020円」を「5,720円」に、「1,670円」を「1,900円」に、「6,280円」を「7,150円」に、「125,710円」を「143,300円」に改め、同表サブアリーナの項中「200円」を「220円」に、「830円」を「940円」に、「100円」を「110円」に、「410円」を「460円」に、「1,670円」を「1,900円」に、「2,090円」を「2,380円」に、「41,900円」を「47,760円」に改め、別表(2)の表個人の項中「おとな」を「大人」に、「子ども」を「小人」に、「150円」を「170円」に、「620円」を「700円」に、「75円」を「85円」に、「310円」を「350円」に改め、同表専用の項中「1,570円」を「1,780円」に、「6,280円」を「7,150円」に改め、別表(3)の表中「150円」を「170円」に、「620円」を「700円」に改め、別表(4)の表中「150円」を「170円」に、「620円」を「700円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料等について適用し、同日前の利用に係る使用料等については、なお従前の例による。